

## 給水装置所有者変更届

年 月 日

（宛先）前橋市公営企業管理者

下記給水装置について、給水条例第19条の規定に基づき本書を届け出ます。届書記載事項について、後日利害関係人等から異議の申出があった場合、届出人が全責任をもって処理にあたり、水道局に一切の迷惑を掛けないことを確約します。

なお、給水装置の維持管理に当たっては、給水条例を遵守して水道局の指示に従います。

水道番号		から		まで
届出人 (新所有者)	住所	〒	-	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ  Ⓜ 電話		
変更期日	年 月 日			
給水装置設置場所	前橋市			
変更の理由	1 売買 2 相続 3 贈与 4 その他 ( )			
旧所有者	住所	〒	-	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ  電話		

代理人を選定する場合は、下記を記入してください。

代理人	住所	〒	-	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ  電話		

届出人以外が持参する場合は、下記を記入してください。

持参人	届出人との関係 ( )			
	住所	〒	-	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ  電話		

- (注) 1 給水装置を土地や家屋と切り離して、他人に譲渡することはできません。  
 2 変更の理由が売買等の場合、新所有者が取得したことを公証する書類を添付してください。

受付		月	日		処理		月	日
----	--	---	---	--	----	--	---	---